

「著作物」とは 「著作者」とは 「著作権」とは 他人の著作物を利用するには

作品を公表するか否か、作者としてどのような名前を使うかを決めたり、作品の変更を拒否したりできる権利。

創作された
時点で発生!!

著作権

著作者人格権

著作者に「一身専属」
＝他の人に譲渡できない

あとのコーナーで
説明します。

著作権(財産権)

譲渡できる

譲渡
された人が
著作権者

著作物

著作権者

著作者

作品の利用(例:コピーすること、インターネット上に載せること、上映すること、展示すること etc...)を、自分だけが行うか、他の人に許可するか、それにどのような条件をつけるかについて決められる権利を持つ。

利用者

思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの。

